

保護者の皆さまへ

平成30年胆振東部地震で被災された方 に対する就学援助について

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震で居住する住居が被災したお子さまの保護者に、学用品費や学校給食費など、次のとおり援助を行います。

- 1 支援を受けることができる方… 厚真町に住所を有し、町内の小中学校に通学するお子さまの保護者で、次に該当する方
(既に平成30年度就学援助の支給認定を受けている方は除きます)

申請理由	必要書類
居住する住宅が被災した（半壊以上）	り災証明書の写し
被災により、主たる家計維持者が離職・休職せざるを得なくなったことにより家計が急変した	離職・休職したことがわかる書類の写し

2 提出方法等

【提出書類】「就学援助費受給申請書」、「口座振替依頼書」、「り災証明書の写し」又は「離職等したことがわかる書類の写し」

※同じ学校に兄弟姉妹が在籍している場合は、同じ申請書に記入してください。

※小中学校に兄弟姉妹が在籍している場合は、学校ごとに申請書を提出してください。

【提出方法】お子さまが在籍している学校又は教育委員会生涯学習課学校教育グループへ提出ください。

【提出期限】平成30年12月28日（金）

3 援助の種類及び支給額

種別	学年	学用品費 通学用品費	学校給食費	校外活動費	修学旅行費	体育実技用品 費（スケート）	生徒会費	PTA会費	学校病 医療費
小学校	1年	6,664円	実費	実費	実費	11,590円	—	実費	実費
	2～6年	7,966円	実費	実費	実費	11,590円 (4年生のみ)	—	実費	実費
中学校	1年	13,020円	実費	実費	実費	—	実費	実費	実費
	2～3年	14,322円	実費	実費	実費	—	実費	実費	実費

- (1) 就学援助費の支給方法は、学校給食費及び学校病医療費以外は口座振込です。
- (2) 援助は平成30年9月6日以降に実施されたもの（修学旅行等）、病気のり患などに限ります。
- (3) 学校病医療費の支給対象となる病気は、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯又は寄生虫病（虫卵保有を含む）に限ります。（いずれもアレルギー性のものは対象となりません）

4 その他

- (1) 平成31年度の就学援助の申請については、所得証明書等の添付による通常の手続による認定を予定しています。

■問い合わせ先：厚真町教育委員会生涯学習課学校教育グループ

☎ 27 - 2494